

氏 名	ひがし かわ よし たけ 東 川 祥 丈
学位(専攻分野)	博 士 (文 学)
学 位 記 番 号	文 博 第 345 号
学位授与の日付	平 成 18 年 3 月 23 日
学位授与の要件	学 位 規 則 第 4 条 第 1 項 該 当
研 究 科 ・ 専 攻	文 学 研 究 科 文 献 文 化 学 専 攻
学 位 論 文 題 目	秦漢魏晉法思想研究

論文調査委員	(主 査) 教 授 池 田 秀 三	教 授 麥 谷 邦 夫	助教授 宇佐美文理
--------	----------------------	-------------	-----------

論 文 内 容 の 要 旨

人類史上、所謂古代文明成立の条件の一つとして、社会的階級の形成、都市国家の成立といった、政治組織の発達が生じれば指摘されるが、それは古代中国においてももちろん例外ではなかった。ただ、では具体的にどのような組織を形作っていったかという点では、それぞれの文明に独特の展開が認められる。古代中国でも確かにユニークな政治組織が形成されており、それは、法思想の中国的展開について考える場合においても、重要なポイントである。古代文明の多くにおいて、政治組織の発達は、文字の使用という古代文明のもう一つの重要な成立条件と共に、成文法規（法律）の制定、整備へと繋がっている。政治組織やそれを含む生活共同体の秩序の形成、維持のために、成文法規は制定されるべくして制定されていったのである。

では中国の場合、成文法規（法律）とそれをめぐる意識はどのように展開していったか。まず、古代中国の成文法規の内実についてしばしば取沙汰されるものとして、「律令」と呼ばれる中国発祥の法体系の本来的定義が挙げられる。思想史的地見地からこの議論を眺めたとき、現在はむしろ批判的に捉えられている罰則規定の有無によって法律を類別した中国の前近代の知識人の意識が、中国人の伝統的な法律観の特徴を示唆するものとして注目されてくる。実に古代中国においては、かなり古い時代から、法律の罰則規定としての性格、つまり法律の政治技術としての性格が強調されてきた。言い換えれば、前近代の中国では、法律の在り方はあくまで現前の政治的事象との関わりの中で意識され論じられており、その権威や正当性に関しても、西洋世界に見られるような、宗教的、神秘的な事象との結び付きがあまり見られないのである。

出土文献からも確認された、少なくとも秦漢期には非刑罰法規が存在していたという事実には思いを致すと、この傾向は、実際の古代中国の法制の在り方よりも、むしろ法家を始めとする戦国時代における諸子百家の法律観の影響に由来する部分が大いではないかと思われる。諸子百家の思想は、諸侯が分立し、互いに覇を競っていた当時の社会的混乱を背景に、その状況に対する処方箋としての政治思想の性格が全般的に色濃いと言える。裏を返せば、その政治思想としての評価が、当時においてはもちろん、後世に亘っても、しばしば彼らの存在価値に直結していくことになる。この諸子百家の現実政治への強い関心も、確かに中国的価値観の形成に大きな意味を持っていた。そして、そのような諸子百家の主張において、その政治的価値をめぐる評価は分かれるものの、法律を特に政治技術としての性格において捉える認識はすでに一般的なものになっていたのである。

ただ、この認識の下に法律を肯定的に捉え、中央集権体制の確立に大きく寄与した法家の思想は、漢代の所謂儒教の国教化の中で、他の諸子百家の思想と共に、本来むしろ政治技術としての法律の価値に批判的であった儒家思想の中に組み込まれていく。この儒教の国教化、あるいは儒学の官学化と呼ばれる一連の動きこそ、中国的価値観を確立させた思想史上の一大事件であることは間違いがないが、その実態の解明についてはいまだ議論の余地を残している。法律の政治的価値をめぐる議論を中心とした、当時における法律思想・刑罰思想の展開も、その解明されねばならない課題の一つであろう。現実には法家が提唱した中央集権体制に根ざす法制の下で、儒家思想が、本来法律の政治的価値をめぐる見解において相容れない関

係にあった法家の、法律の政治技術としての性格をそのままに尊重する主張と、正にその対立点でどのように折り合ったのかという点が、その中でも特に重要な問題としてクローズアップされてくる。それは、儒家思想を現実の国家の理念的支柱に据える上で、とりわけ重要な問題であったはずである。本論第一編は、当時の知識人の法律観の諸相に特に注意を払いつつ、この点についての私の見解を述べたものである。

まず第一編第一章では、前漢期の法制の展開を時代順に逐いつつ、その過程で功績が認められる各人物の法律観を、できるだけ網羅して押さえていった。前漢という時代にあつて、少なくとも実際に法務行政に関わり、その立場の中で自らの法律及び法運用をめぐる意識を表明してきた者たちにとって、法思想の中心的課題として意識され、より大きな展開を見せたのは、やはり法律観ではなく、政治の場において「司法」的職務がどのように位置付けられるかという司法（法務行政）観、及び「司法」において法吏が（主に倫理的な意味で）どのような態度を採るかという法吏観であった。しかしそれらはまた、この時代を通してほぼ一般的に認められた、先秦以来の政治的道具としての法律の性格を強調する法律観を前提としていた。つまり、前漢期における法思想の展開の方向付けは、その限界に及ぶまで、この法律観に負う部分が大きかったと言える。ただ、ここで考察を加えたときに特徴的な政治思想では、一様にこの法律観を前提にしながら、法律の政治（「司法」）の場における位置付けは、思想的、あるいは社会的立場の違いによって、かなり差異の大きいものとなっていることも併せて確認できた。

続く第二章では、当時の儒学との強い結びつきが認められる後漢の律学（法律をめぐる学問）の性格、及びその儒学との結びつきの実態を探りつつ、その学問の研究対象である法律それ自体をめぐる認識の時代的特徴を明らかにしていった。章帝期前後に特に盛んになった律学の学問としての最大の目的は、実際の成文法規の儒教的正当化であった。秦以来の官吏に求められた政治技術としての法律知識の習得は、後漢の律学の目的の中に含まれてはいたものの、最早目的の中心にあるものではなかった。前漢に起こった法律の在り方を模索する動きが儒家思想を信奉する当時の知識人に浸透していく中で、そのような知識人に支持される「在るべき」法律を具体的に提示し、その実現を目指すことこそ、律学の最も重要な存在意義となったのである。しかし、法律の在り方を模索する学問として起こった律学は、正にその目的において、早くも後漢後期には変質を起こしていた。すなわち、より適正な法運用を行うという「司法」的職務をめぐる関心との結びつきが感じられる法律の解釈に、学問の主たる目的を移していった傾向が認められるのである。それは、法務行政をめぐる儒家の伝統的な意識、法務行政において法律自体よりもそれを用いる者の人格を重視する意識から、律学が結局は完全なる脱却を果たせなかったこととも深く結び付いている。提示した「在るべき」法律についても、結局は法運用の程度を法律それ自体によって規制することに意を払ったものに終始しているように、儒家としての律学者の関心は、究極的には法運用の在り方に回帰していった。律学者の法律そのものの在り方を模索する作業は、この点で根本的に一定の限界を伴うものであったのである。

さて、漢代という時代が、儒家思想の国家的価値規範への昇華という意味で中国的価値観の確立期である一方、それに続く三国六朝期も、「儒家一尊」意識の崩壊とそれに伴う価値観の多様化という、思想史上無視できない動きのあった時代である。それは、漢代においていったん儒家思想を中心にその方向性が確定された中国的価値観が、（従来の国家主義的価値観に対する）個人主義の台頭や道教・仏教の流行などで、今一度再編を余儀なくされた時代であった。その動きも、隋唐期における知的遺産をめぐる各種編纂事業によって改めて収斂されるのであるが、それを踏まえれば、この時代までを中国的価値観の確立期に含めるべきかもしれない。

ここで、「律令」法典の編纂もこの時代から隋唐にかけて行われた各種編纂事業の一つであったことが注目される。この時代は、中国的な成文法規の完成と共に、その政治的価値をめぐる認識についても一つの到達点が求められていくという意味で、少なくとも法思想の分野においては、確かに中国的法律観の確立期であったと考えられるのである。そこにも、国家的価値観と諸子百家以来の伝統的法律観とをどのように結び付けるかという問題が漢代から持ち越されているが、国家主導の現実の法制をめぐる変化と相俟って、現実の法制の積極的評価を導く方向に、その問題に対するアプローチに新たな展開が認められ、それがまた法典の編纂に反映されていくことになる。だが、この時代における法制改革の過程を考察する法制史的研究に比して、その背景にある法思想の問題はまだ明らかにされていないことが多い。本論第二編で私が取り上げた劉劭の法思想は、彼の法律家としての実績を鑑みると、この時代の法思想の展開を明らかにしていく上で、確かに重要な位置にあると言える。ここでの私の議論は、その重要性に比して、看過されてきたこの時代の法思想の展開の全貌を明らかに

する上での端緒となると信ずる。

第二編第一章では、劉劭の法律思想について、彼の著書『人物志』の内容から検討を加えた。彼は、その「無為」性によって觀念上の絶對的優位に立つ君主の下で、「清節家」、「術家」と共に、「法家」を「三材」の一つとして、「有為」を執り行う行政機構の根幹に据えていた。その中で、「法家」の手になる「法」にも、行政上の政治技術としての価値を積極的に認めた。それは、確かに一種の法家的主張に属するものと言えるものの、「法家」を含む「三材」に対する認識や、君主の權威からある程度の距離が置かれている法律観など、従来の法家的主張にはあまり見られない、彼独特の意識もはっきりと見て取れる。そしてまた、徳法併用の政論や玄学的思索といった、当時の論壇における主要テーマとも密接な関わりを持ちながら、それらに対する彼なりの意見を提示していると思わせるものでもあった。

この第一章での議論を踏まえて、第二章では、劉劭が手がけた『都官考課』に対する当時の知識人たちの批判の内容から、『人物志』に見えた劉劭の決定論的な分業意識と、法律の客観性を前面に出した法律観が、この『都官考課』にも反映されていることを確認した。そして、その批判自体も二つの異質な思想的立場から発せられたものであり、それらの思想的立場の内実を明らかにすることで、さらに当時の論壇に見える、主に政治の在り方をめぐる意識の諸相についても、その一端を明らかにすることができた。

以上の考察から、まずこの秦漢六朝期の知識人の法律観には、やはり時代横断的に法律の政治的道具としての性格を強調する意識が認められることが確認されたと言える。それは主に儒家的人治主義と結び付いて、政治における「人」（当事者の人格）と「法」を分離した上で、その対比の下に、法律の政治的価値を捉える意識が、結果的にこの時代の政治的思潮の主流に貫かれていくことになった。そして、儒家的見地からすれば、その意識は当然、政治における「人」の「法」に対する優位へと導かれていく。

ただ、ここで気を付けなければならないのは、その「人」が指す対象である。特に法律の制定、すなわち「立法」的職務を誰の職掌と考えるかという点は、ここで非常に注目される。それは、ひいては法律そのものに対する責任の所在に直接関わってくるものである。概して言えば、前漢の初期においては、「立法」権は専ら統治者たる皇帝の何人も侵すべからざる特権としての認識が強かったのに対して、時代が下るにつれて、特に法務官僚や法律家として活躍する知識人たちの中に、むしろ自分たちの使命として「立法」的職務を捉えようとする意識が顕著になってきている。この君王（統治者）の「法」から人臣（法律家）の「法」へという「立法者」をめぐる意識の変遷は、実に法律観の展開にも大きな影響を与えていくことになる。

「立法」権が専ら統治者に認められていた時代においては、法律の權威や正当性は皇帝（君王）という特別な立場に由来するものとなり、それは結局君王＝聖人という伝統的な認識とも結び付いて、法律の在り方への思索を阻害する要因になっていた。それが先秦以来の政治的道具としての性格を強調する法律観の無批判な受容とも結び付いていたことは言うまでもない。

だが、特に後漢の律学の隆盛以降、知識人自身に「立法」者としての自覚が芽生えてきたことで、法律の權威や正当性も単純に（その人格の聖性に由来する）皇帝の權威に結び付けることができなくなった。ここにおいて、その制定や運用に関わる「人」ではなく、「法」それ自体の在り方が知識人層の問題意識の中でクローズアップされていくことになる。それは、（六朝期に入って揺らぎは見せるものの）少なくとも政治の場においては、基本的に儒家的価値観が国家の理想像とすでに強固に結び付いていた当時において、「法」そのものの道德性という、今までその政治技術としての性格の陰に隠れて意識されることのなかったものが問われる可能性を開くものであったのである。

論文審査の結果の要旨

本論文は、序論と結語を除く本論部分は二部構成をとっていて、第一編は「漢代における法律観の展開」、第二編は「劉劭の法思想について」と題している。

第一編は「前漢期法務行政に見える法律観について」と「後漢の律学について」の二章よりなるが、實質上二つの章は連続していて、二章で一篇の漢代の法律観に関する通史的研究となっている。通史的といっても、決して表面的な概説ではなく、十万字に及ぶ字数からもうかがえるごとく、およそ必要と思われる項目は細大漏らさず取り上げた、詳細を極めた考察

である。これまでも漢代の法思想については少なからぬ研究が行われてきたが、それらはおおむね「道」と「法」の関係、儒家の徳治主義と法家の法治主義の対立と融合（いわゆる「陽儒陰法」）、礼教と刑罰の本末論といった統治論における法の意義をめぐっての理念的考察であり、「陽儒陰法」と称せられる政治体制の実態、なかんづくその体制下における法律の具体的ありかたについての検討は等閑に付されてきた嫌いがある。論者はこの点に鑑み、実際に法律をつかさどり執行した法務官僚たちが、その運用にあたって法律をどのようなものとしてとらえ、扱ったかを丹念に検証している。その検証の結果として論者は、前漢においては、法務官僚たちの間には、政治における法律の意義・作用について軽重さまざまな見方があり、また法律の厳正な適用を志す者と恣意的に運用する者に二分されるなど多大な差異があるにもかかわらず、彼らが一貫して法をあくまで政治的道具ないしは政治技術としか認識していないこと、すなわち法の内容の当否にはほとんど関心をもたず、ただその運用にのみ腐心していたことを明らかにしている。ところが、後漢に入ると、知識人たちは法の内容自体を論議の対象とし、「在るべき」法律、すなわち儒教の教義に合致する法律を求めるようになる。と同時に、法の經典化が進行し、法律の解釈学としての律学も興起する。かくして法の権威が確立されるにつれ、政治思想における法の意義と価値はかつてない高まりを見せる。が、結局のところ、法務において法律自体よりもそれを用いる者の人格を重視する儒家の伝統意識から脱却を果たせないままに終わる結果をもたらしたと論ずる。

以上の法律観の展開の把握はおおむね首肯し得るものであり、今後の漢代法思想研究において基本的学説として祖述されていくものと思われる。もっとも、従来の研究においても同様のアウトラインが描かれていなかったわけではない。しかし、実際に法律に携わる官吏たちの法律観という新たな視点から明確にかつ説得力をもって叙述したのは論者の功績である。加えて個々の考察においても新知見が少なくない。ただ、資料を丹念に追うあまり、行論が屈折して難渋となったり、かえって論点が散漫となっている個所がいくつかあるのは惜しまれる。

第二編は三国・魏の学者劉劭ならびにその著『人物志』についての研究であり、第一編と同じく二章よりなる。劉劭はこれまで、その特異な才性論が時折り中国人性論史において取り上げられることはあったものの、それほど重視はされてこなかった思想家であるが、近年にわかに注目を集めるようになってきた。とくに中国では、恐らく改革開放をになう人材の発掘・養成の必要からであろうが、活発な研究が行われている。ただ、その大半は才能と性情の関係を分析するにとどまっており、またその内容も先行研究の焼き直しにすぎないものも少なくない。これに対して、論者は政治思想と法思想からのアプローチという斬新な方法をもってその人間分類類型を見直し、劉劭の従来の法家的発想とはまったく異なった独自の法思想の意義と当時の政治思想との関わりを鮮やかに描き出している。とくに第一章「『人物志』の政治的分業論に見る劉劭の法思想」は、これまでに発表された劉劭研究の中でも最上のものの一つに数えられよう。第二章「劉劭『都官考課』とその批判をめぐって」は第一章の補完をなすもので、『都官考課』にも『人物志』と同じ法律観が見られることを論証した上で、それに対する批判を通して当時の政論の傾向を探求した意欲作である。ただ本章は、水準には達しているものの、仮定の上に立った議論がやや目立ち、前章ほどの説得力は有していない。

以上述べたごとく、本論文は漢より魏に至るまでの法思想の展開を丹念にあとづけた労作であり、同時期の思想史研究に大きな寄与をなした業績として高く評価できる。なお、第一編は通史的研究であり、第二編は個別研究に属していて、少しく性格を異にしているが、論者の課題意識は一貫しており、また第一編も個別研究を根底にしての叙述であり、全体としての調和は十分保たれている。

本論文の問題点としては、先に触れたもののほかに、時として必ずしも適切とは思えない術語が使用されていることが挙げられる。とくに「法務」「行政」「司法」「官僚」といった本論文にとってのキーワードが近代法学・政治学における概念とは大きく異なっていることは問題で、読者を誤解に導きかねない危険をはらんでいる。ただ、これには他に代わるべき用語を見出すことが極めて困難という止むを得ない事情を斟酌すべきであろうし、また論者自身がその危険性を自覚していて、注意深く定義しているので、全体を慎重に読めば誤解は免れ得るものと思われる。

また、本論文は「秦漢魏晋法思想研究」と題されているが、その実質的内容は、上述のとおり、漢魏の法思想の考察を主としていて、秦と晋はあまり論じられていない。とくに秦ははじめに概説的に触れられているにすぎない。内容に即して言えば、「漢魏法思想研究」を題目とすべきであろう。ただ、これは題目設定の疎漏であって、内容自体の評価を引き下げるものではない。

以上，審査したところにより，本論文は博士（文学）の学位論文として価値あるものと認められる。2006年1月13日，調査委員3名が論文内容とそれに関連することがらについて口頭試問を行った結果，合格と認めた。